

<お知らせ>

令和6年6月1日から入院基本料が精神科地域包括ケア病棟入院料に変更致します。ご了承くださいませようお願い致します。

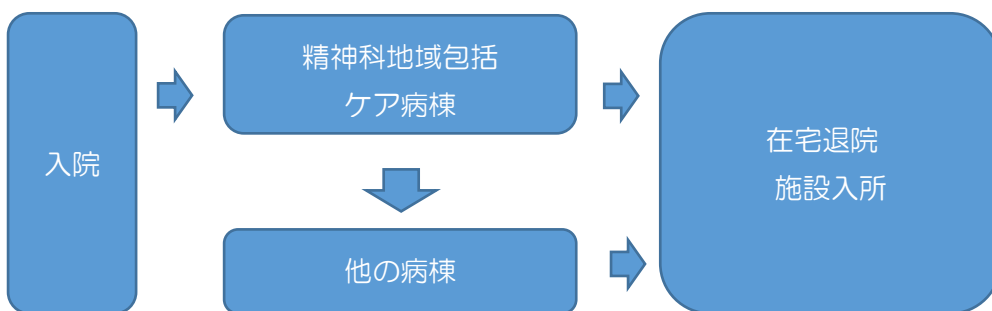
精神科地域包括ケア病棟ってどんな病棟？

精神科地域包括ケア病棟は患者様 1 人 1 人の事情を踏まえ、「医師、看護職員、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等」が協力して、入院中から「地域でのかかりつけ医、訪問看護師、デイケア職員、介護支援専門員」と連携を図ることにより、退院後も安心して在宅療養を行っていただけるよう、医療と暮らし（福祉・介護）の両面からサポートさせていただくことを目的とした病棟です。入院期間には限度が定められていますが、必要な医学管理（投薬・処置・精神科専門療法など）、手厚い看護を行い 1 日でも早くご自宅や施設に戻っていただけるようお手伝い致します。

どれくらい入院できる？

- ・入院期間は精神科地域包括ケア病棟に入棟してから最長 180 日です。
- ・180 日以内に患者様・ご家族様が安心してご退院ができるよう支援致します。
（※病状の変化や重症度により主治医の判断にて他の病棟に転棟していただく場合があります）

入院から退院までのイメージって？



入院費用はどのくらいかかる？

- ・1日あたりの入院料は「定額」です。（精神科地域包括ケア病棟料）
- ・入院料の中にはお薬や注射、処置・検査・レントゲンの費用が含まれます。
（※入院料に含まれないお薬や注射が一部あります）
- ・食事代・個室利用料・おむつなどをご利用の際には別途料金がかかります。
- ・限度額認定証をお持ちの方は1ヵ月の医療費の上限が定められております。